

設置の趣旨等を記載した書類 (資料)

目 次

資料 1-1	2022 (令和 4) 年度 建設業常用労働者のうち一般労働者の学歴別・年齢層別数 (民営事業所：企業規模 10 人以上)	P2
資料 1-2	2022 (令和 4) 年度 建設業常用労働者のうち一般労働者の学歴別・年齢層別数 (民営事業所：企業規模 5～9 人)	P3
資料 2	ディプロマ・ポリシー	P4
資料 3	アドミッション・ポリシー	P5
資料 4	カリキュラム・ポリシー	P6
資料 5	ディプロマ・ポリシーと養成する人物像の関係	P9
資料 6	中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」 (平成 17 年(2005 年)1 月 28 日)	P10
資料 7	近畿大学建築学部建築学科(通信教育課程)規程	P13
資料 8	建築学部建築学科 (通信教育課程) スクーリング開講及び試験実施予定 (案)	P31
資料 9	履修モデル	P33
資料 10	学校法人近畿大学教・職員定年規程	P35
資料 11	建築学部専任教員等の資格選考基準	P36
資料 12	東大阪キャンパス・福岡キャンパス施設概要	P38
資料 13	近畿大学通信教育学務委員会規程	P39
資料 14	近畿大学自己点検・評価委員会規程	P41

資料1-1 2022(令和4)年度 建設業常用労働者のうち一般労働者の学歴別・年齢層別数(民営事業所:企業規模10人以上)

単位:十人

学歴	区分	性別	20歳未満	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70歳以上	合計
中学校	正社員・正職員	男	104	408	845	775	1,274	1,204	958	1,061	783	651	939	685	9,687
		女	1	12	16	39	27	29	44	28	21	31	11	21	281
		計	105	420	861	814	1,301	1,233	1,002	1,089	804	682	950	706	9,968
	正社員・正職員以外	男	26	71	342	420	440	843	656	546	101	577	892	764	5,678
		女	0	0	0	10	0	37	0	0	6	42	0	23	117
		計	26	71	342	430	440	880	656	546	107	619	892	787	5,795
合計	男	130	479	1,187	1,195	1,714	2,047	1,614	1,607	884	1,228	1,831	1,449	15,365	
	女	1	12	16	49	27	66	44	28	27	73	11	44	398	
		計	131	491	1,203	1,244	1,741	2,113	1,658	1,635	911	1,301	1,842	1,493	15,763
高等学校	正社員・正職員	男	1,683	6,334	5,799	5,005	5,551	8,768	10,493	8,627	6,967	5,827	2,961	1,752	69,768
		女	229	906	693	641	739	1,070	1,568	1,501	1,532	628	313	251	10,072
		計	1,912	7,240	6,492	5,646	6,290	9,838	12,061	10,128	8,499	6,455	3,274	2,003	79,840
	正社員・正職員以外	男	436	805	1,310	1,788	1,432	2,771	3,052	2,360	2,279	1,143	1,172	747	19,296
		女	16	41	178	93	196	132	358	742	377	488	59	141	2,820
		計	452	846	1,488	1,881	1,966	2,903	3,410	3,102	2,656	1,631	1,231	888	22,116
合計	男	2,119	7,139	7,109	6,793	6,983	11,539	13,545	10,987	9,246	6,970	4,133	2,499	89,064	
	女	245	947	871	734	935	1,202	1,926	2,243	1,909	1,116	372	392	12,892	
		計	2,364	8,086	7,980	7,527	7,918	12,741	15,471	13,230	11,155	8,086	4,505	2,891	101,956
専門学校	正社員・正職員	男	0	707	826	895	968	1,688	2,744	2,102	1,026	758	171	81	11,966
		女	0	384	296	215	200	528	506	378	146	27	5	44	2,729
		計	0	1,091	1,122	1,110	1,168	2,216	3,250	2,480	1,172	785	176	125	14,695
	正社員・正職員以外	男	0	135	50	124	349	264	582	262	368	148	111	70	2,463
		女	0	6	0	61	23	110	121	69	110	52	28	0	579
		計	0	141	50	185	372	374	703	331	478	200	139	70	3,042
合計	男	0	842	876	1,019	1,317	1,952	3,326	2,364	1,394	906	282	151	14,429	
	女	0	390	296	276	223	638	627	447	256	79	33	44	3,308	
		計	0	1,232	1,172	1,295	1,540	2,590	3,953	2,811	1,650	985	315	195	17,737
高等専門学校・短期大学	正社員・正職員	男	0	273	484	529	607	514	737	526	401	180	119	73	4,442
		女	0	137	313	411	202	526	944	583	362	245	87	57	3,866
		計	0	410	797	940	809	1,040	1,681	1,109	763	425	206	130	8,308
	正社員・正職員以外	男	0	7	3	24	0	35	62	42	10	82	0	28	294
		女	0	2	25	19	19	32	72	100	43	99	0	25	436
		計	0	9	28	43	19	67	134	142	53	181	0	53	729
合計	男	0	280	487	553	607	549	799	568	411	262	119	101	4,736	
	女	0	139	338	430	221	558	1,016	683	405	344	87	82	4,302	
		計	0	419	825	983	828	1,107	1,815	1,251	816	606	206	183	9,038
大学	正社員・正職員	男	0	3,157	5,580	4,303	5,107	4,283	5,543	7,327	4,398	2,724	1,219	416	44,059
		女	0	1,471	1,426	1,238	885	695	761	506	302	80	5	50	7,416
		計	0	4,628	7,006	5,541	5,992	4,978	6,304	7,833	4,700	2,804	1,224	466	51,475
	正社員・正職員以外	男	0	154	282	554	436	463	421	313	398	435	490	76	4,023
		女	0	0	19	72	94	263	116	54	86	0	0	0	704
		計	0	154	301	626	530	726	537	367	484	435	490	76	4,727
合計	男	0	3,311	5,862	4,857	5,543	4,746	5,964	7,640	4,796	3,159	1,709	492	48,082	
	女	0	1,471	1,445	1,310	979	958	877	560	388	80	5	50	8,120	
		計	0	4,782	7,307	6,167	6,522	5,704	6,841	8,200	5,184	3,239	1,714	542	56,202
大学院	正社員・正職員	男	0	55	501	484	588	380	445	254	200	14	43	13	2,976
		女	0	25	44	85	24	10	211	28	3	43	0	0	474
		計	0	80	545	569	612	390	656	282	203	57	43	13	3,450
	正社員・正職員以外	男	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	2
		女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	2
合計	男	0	55	501	484	588	383	445	254	200	14	43	13	2,978	
	女	0	25	44	85	24	10	211	28	3	43	0	0	474	
		計	0	80	545	569	612	393	656	282	203	57	43	13	3,452
不明	正社員・正職員	男	24	485	939	685	452	542	598	532	576	444	538	406	6,220
		女	3	47	75	70	18	14	40	34	47	8	2	3	362
		計	27	532	1,014	755	470	556	638	566	623	452	540	409	6,582
	正社員・正職員以外	男	0	55	123	22	54	49	29	117	90	484	362	161	1,539
		女	0	0	0	0	0	0	0	3	0	4	0	0	7
		計	0	55	123	22	54	49	29	120	90	488	362	161	1,547
合計	男	24	540	1,062	707	506	591	627	649	666	928	900	567	7,759	
	女	3	47	75	70	18	14	40	37	47	12	2	3	369	
		計	27	587	1,137	777	524	605	667	686	713	940	902	570	8,128
合計	正社員・正職員	男	1,811	11,419	14,974	12,676	14,547	17,379	21,518	20,429	14,351	10,598	5,990	3,426	149,118
		女	233	2,982	2,863	2,699	2,095	2,872	4,074	3,058	2,413	1,062	423	426	25,200
		計	2,044	14,401	17,837	15,375	16,642	20,251	25,592	23,487	16,764	11,660	6,413	3,852	174,318
	正社員・正職員以外	男	462	1,227	2,110	2,932	2,711	4,428	4,802	3,640	3,246	2,869	3,027	1,846	33,300
		女	16	49	222	255	332	574	667	968	622	685	87	189	4,666
		計	478	1,276	2,332	3,187	3,043	5,002	5,469	4,608	3,868	3,554	3,114	2,035	37,966
合計	男	2,273	12,646	17,084	15,608	17,258	21,807	26,320	24,069	17,597	13,467	9,017	5,272	182,418	
	女	249	3,031	3,085	2,954	2,427	3,446	4,741	4,026	3,035	1,747	510	615	29,866	
		計	2,522	15,677	20,169	18,562	19,685	25,253	31,061	28,095	20,632	15,214	9,527	5,887	212,284

※上記の表の値は、単位が十人であり出典資料を転記しているため、必ずしも各年齢層の積み上げ値と合計値は一致しない。

※出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和4年度)

資料1-2 2022（令和4）年度 建設業常用労働者のうち一般労働者の学歴別・年齢層別数（民営事業所：企業規模5～9人）

単位：十人

学歴	区分	性別	20歳未満	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	合計	
中学校	正社員・正職員	男	26	67	342	420	440	843	656	543	101	564	827	711	5,539	
		女	0	0	0	10	0	37	0	0	6	42	0	23	117	
		計	26	67	342	430	440	880	656	543	107	606	827	734	5,656	
	正社員・正職員以外	男	0	5	0	0	29	0	0	0	3	0	13	65	53	139
		女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	5	0	0	29	0	0	0	3	0	13	65	53	139
合計	男	26	72	342	420	469	843	656	546	101	577	892	764	5,678		
	女	0	0	0	10	0	37	0	0	6	42	0	23	117		
	計	26	72	342	430	469	880	656	546	107	619	892	787	5,795		
高等学校	正社員・正職員	男	436	805	1,303	1,773	1,432	2,756	3,037	2,350	2,241	1,044	1,126	612	18,914	
		女	16	41	178	89	196	132	355	740	377	446	59	141	2,769	
		計	452	846	1,481	1,862	1,628	2,888	3,392	3,090	2,618	1,490	1,185	753	21,683	
	正社員・正職員以外	男	0	0	8	15	0	15	15	10	38	99	46	136	382	
		女	0	0	0	4	0	0	3	2	0	42	0	0	51	
		計	0	0	8	19	0	15	18	12	38	141	46	136	433	
合計	男	436	805	1,311	1,788	1,432	2,771	3,052	2,360	2,279	1,143	1,172	748	19,296		
	女	16	41	178	93	196	132	358	742	377	488	59	141	2,820		
	計	452	846	1,489	1,881	1,628	2,903	3,410	3,102	2,656	1,631	1,231	889	22,116		
専門学校	正社員・正職員	男	0	135	50	124	349	264	582	262	368	148	111	57	2,450	
		女	0	6	0	61	23	110	121	69	110	52	28	0	579	
		計	0	141	50	185	372	374	703	331	478	200	139	57	3,029	
	正社員・正職員以外	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	13	
		女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	13	
合計	男	0	135	50	124	349	264	582	262	368	148	111	70	2,463		
	女	0	6	0	61	23	110	121	69	110	52	28	0	579		
	計	0	141	50	185	372	374	703	331	478	200	139	70	3,042		
高等専門学校・短期大学	正社員・正職員	男	0	7	3	24	0	35	62	42	10	82	0	28	294	
		女	0	2	25	19	19	32	72	98	43	99	0	25	434	
		計	0	9	28	43	19	67	134	140	53	181	0	53	728	
	正社員・正職員以外	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		女	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	
		計	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	
合計	男	0	7	3	24	0	35	62	42	10	82	0	28	294		
	女	0	2	25	19	19	32	72	100	43	99	0	25	436		
	計	0	9	28	43	19	67	134	142	53	181	0	53	730		
大学	正社員・正職員	男	0	154	282	554	436	463	421	313	398	354	418	76	3,869	
		女	0	0	19	72	94	263	116	54	86	0	0	0	704	
		計	0	154	301	626	530	726	537	367	484	354	418	76	4,573	
	正社員・正職員以外	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	81	72	0	154	
		女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	81	72	0	154	
合計	男	0	154	282	554	436	463	421	313	398	435	490	76	4,023		
	女	0	0	19	72	94	263	116	54	86	0	0	0	704		
	計	0	154	301	626	530	726	537	367	484	435	490	76	4,727		
大学院	正社員・正職員	男	0	0	0	9	2	0	0	0	0	0	0	0	2	
		女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計	0	0	0	9	2	0	0	0	0	0	0	0	2	
	正社員・正職員以外	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	男	0	0	0	9	2	0	0	0	0	0	0	0	2		
	女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	計	0	0	0	9	2	0	0	0	0	0	0	0	2		
不明	正社員・正職員	男	0	45	113	22	54	43	29	110	51	462	356	51	1,336	
		女	0	0	0	0	0	0	0	3	0	4	0	0	7	
		計	0	45	113	22	54	43	29	113	51	466	356	51	1,343	
	正社員・正職員以外	男	0	10	10	0	0	6	0	4	39	18	6	110	203	
		女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計	0	10	10	0	0	6	0	4	39	18	6	110	203	
合計	男	0	55	123	22	54	49	29	114	90	480	362	161	1,539		
	女	0	0	0	0	0	0	0	3	0	4	0	0	7		
	計	0	55	123	22	54	49	29	117	90	484	362	161	1,546		
合計	正社員・正職員	男	241	996	1,769	2,053	2,735	4,051	4,169	2,938	2,949	2,634	1,866	1,482	27,885	
		女	0	54	368	131	550	692	530	912	626	475	284	242	4,863	
		計	241	1,050	2,137	2,184	3,285	4,743	4,699	3,850	3,575	3,109	2,150	1,724	32,748	
	正社員・正職員以外	男	0	0	6	25	29	72	91	77	20	139	342	209	1,011	
		女	0	0	0	0	0	0	0	13	0	0	0	0	13	
		計	0	0	6	25	29	72	91	90	20	139	342	209	1,024	
合計	男	241	996	1,775	2,078	2,764	4,123	4,260	3,015	2,969	2,773	2,208	1,691	28,896		
	女	0	54	368	131	550	692	530	925	626	475	284	242	4,876		
	計	241	1,050	2,143	2,209	3,314	4,815	4,790	3,940	3,595	3,248	2,492	1,933	33,772		

※上記の表の値は、単位が十人であり出典資料を転記しているため、必ずしも各年齢層の積み上げ値と合計値は一致しない。

※出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和4年度)

## 資料2 ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

近畿大学の建学の精神である未来志向の「実学教育と人格の陶冶」に則り、建築学部建築学科（通信教育課程）では、21世紀における社会の変化の中で建築のあり方を継続的に探求できる人材を輩出するため、多角的かつ厳格な成績評価により教育カリキュラムを運営しています。所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、学士（建築学）の学位を授与します。卒業までに身につけるべき知識・能力を以下に示します。

1. 幅広い知識と深い洞察力を培い、コミュニケーション能力とグローバルな視点を持ち、柔軟な思考・発想で国際化社会に貢献できること。
2. 「建築図面を読み描きする能力」を身につけ、都市や建築を形成していく広範なデザイン能力を修得すること。
3. 「つくり・守り・育てる」建築学を理解し、幅広い建築関連分野で活躍できる専門知識・技術を修得すること。
4. 社会の課題や問題を、建築学の専門知識・技術にもとづき高い倫理観をもって創造的に解決する能力を身につけること。

### 資料3 アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）

建築学部建築学科(通信教育課程)は、近畿大学建学の精神に則り、従来の「つくる」ことを主たる目的とした建築学に加え、「守り・育てる」建築学を学ぶ場を提供し、実学教育によって、現代社会の課題を読み解き、その課題解決に貢献する新しい建築を創造する人材を育成します。このため、次のような人材を受け入れます。

1. 建築関連分野に対して興味・関心を持ち、自ら学ぶことができる基礎学力を修得している人
2. 社会における互いの多様な価値観を理解し、これらを尊重することのできる倫理観を持つ人
3. 地域環境・地球環境との共生の大切さを理解し、社会に貢献できる新たな技術の創造を目指す人

#### 資料4 カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）

従来の「つくる」ことを主たる目的とした建築学に加えて、「守り・育てる」建築学を幅広く身につけるために、総合科目、外国語科目、専門科目（基礎専門科目・複合専門科目）によって、カリキュラムが構成されています。

総合科目と外国語科目では、ディプロマ・ポリシーにある「1. 幅広い知識と深い洞察力を培い、コミュニケーション能力とグローバルな視点を持ち、柔軟な思考・発想で国際化社会に貢献できること。」の能力を育成します。専門科目では、ディプロマ・ポリシーにある「2. 『建築図面を読み描きする能力』を身につけ、都市や建築を形成していく広範なデザイン能力を修得すること。」、「3. 『つくり・守り・育てる』建築学を理解し、幅広い建築関連分野で活躍できる専門知識・技術を修得すること。」、「4. 社会の課題や問題を、建築学の専門知識・技術にもとづき高い倫理観をもって創造的に解決する能力を身につけること。」の能力を育成します。

1年次入学者は、総合科目、外国語科目並びに建築分野に関する専門科目、複合専門科目を幅広く学びます。1年次、2年次は基礎的な知識・技術を中心に学修し、3年次以降は高度な技術者、設計者に必要な知識・技術を修得していきます。

3年次編入学者は、専門科目を中心に履修するとともに、現代社会の課題に応えるべく用意された複合専門科目を学修していきます。

なお、カリキュラム全体に、文系・理系を問わず、建築学の知識・技術を修得できるよう、きめ細かい指導のもと、1年次から段階的に実施される印刷教材等による授業（本学では通信授業科目と名称）、面接授業及びメディアを利用して行う授業（ここではメディア授業・オンライン授業と名称。なお、後述するが、メディア授業とは本学におけるオンデマンド授業のことであり、オンライン授業とは、遠隔会議システムを用いたリアルタイムの遠隔授業のことである。）において、学んだことを実際の問題に適用しながらコミュニケーション力や創造力・論理的思考能力などを培います。

##### <総合科目>

総合科目は、「人間と自然」「異文化の理解」「社会の認識」「科学の方法」「健康とスポーツ」という5つの系から構成されており、これらの科目を履修することで、幅広い知識と洞察力を培い豊かな人間関係と確かな主体性を確立するに足りる十分な教養を身につけることができます。

「人間と自然」では、心理学、生物学、地理学の基礎を学ぶための科目として「人間論(心理学)」、「生命現象論(生物学)」、「自然環境論(地理学)」、「環境と社会」という科目が設定されており、「異文化の理解」では、歴史や文学についての基礎を学ぶために「文化交流論(歴史)」、「日本文化論(文学)」、「国際化と異文化理解」、「日本語の技法」という科目が設定されています。「社会の認識」では、法学、経済学、人権、社会学、政治学の基礎を学ぶために「日本社会システム論(法学)」、「日本社会システム論(経済学)」、「国際社会システム論(社会学)」、「国際社会システム論(政治学)」、「住みよい社会と福祉」、「暮らしのなかの憲法」、「国際社会と日本」、「キャリアデザイン」、「技術と倫理」、「現代社会と法」、「ビジネスモデルとマネジメント」、

「暮らしのなかの起業入門」という科目が設定されており、「科学の方法」では、数学、科学の基礎を学ぶために「情報リテラシー論(数学)」、「科学方法論(化学)」、「データリテラシー入門」という科目が用意されています。

「健康とスポーツ科学」では、健康に関する情報をもとに、身体的・精神的・社会的に健康な状態を理解しながら学ぶため、「健康スポーツ科学」、「健康とスポーツの科学」という科目が用意されている。

履修によって身につけられる能力の到達に関しては、各科目のシラバスに、学修・教育目標及び到達目標、成績評価方法及び基準、試験・課題に対するフィードバック方法が示され、成績評価によって到達度は点数化されて確認することができます。成績評価については、通知します。

#### <外国語科目>

外国語科目は、外国語のコミュニケーション能力とグローバルな視点を持ち、国際的な活動の場に貢献できる人物となることを到達目標としてカリキュラムを設定しています。

英語では、英語によるコミュニケーションや情報収集・伝達に特化した4技能（リスニング・スピーキング・リーディング・ライティング）を養います。「英語読解」科目では英語で読み書きできる能力、「英語表現」科目では、英語でプレゼンテーションできる能力を養います。そして「英語総合」「英語特修(A)」では、英語で情報収集・発信できる能力を身につけます。

初修外国語では、入門から中級レベルの4技能の修得を目指します。これらの科目を履修することで、「外国語によるコミュニケーション能力とグローバルな視点を持ち、柔軟な思考・発想で国際社会に貢献できる能力」を身につけることができます。各科目は英語、第二外国語ともに順次性のある科目構成となっています。

履修によって身につけられる能力の到達に関しては、各科目のシラバスに、学修・教育目標及び到達目標、成績評価方法及び基準、試験・課題に対するフィードバック方法が示され、成績評価によって到達度は点数化されて確認することができます。成績評価については、通信授業科目は科目終末試験、面接授業・オンライン授業・メディア授業においては単位修了試験を実施し事前にシラバスに明示された合格水準にて判断し通知します。

#### <専門科目>

専門科目は、「基礎専門科目」、「複合専門科目」で構成されており、これらの科目を履修することで、「『建築図面を読み描きする能力』を身につけること」、「『つくり・守り・育てる』建築学を理解し、幅広い建築関連分野で活躍できる専門知識・技術を修得すること」、「社会の課題や問題を、建築学の専門知識・技術にもとづき高い倫理観をもって創造的に解決する能力を身につけること」などの能力を身につけることができます。

「『建築図面を読み描きする能力』を身につけること」においては、「建築デザイン基

礎」、「建築デザイン基礎演習」、「建築デザイン1」、「建築デザイン演習1」、「建築計画総論」、「CAD演習 I-1、I-2」、「建築構法」などの科目が用意されており、「『つくり・守り・育てる』建築学を理解し、幅広い建築関連分野で活躍できる専門知識・技術を修得すること」においては、「建築デザイン2、3、4」、「建築デザイン演習2、3、4」、「近代建築史」、「日本建築史」、「西洋建築史」、「住宅計画」、「建築計画各論」、「現代都市計画」、「アーバンデザイン」、「建築環境工学概論」、「熱・空気環境」、「音・光環境」、「構造力学Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」、「建築材料」、「建築施工」、「建築法規」など多様な科目が順次性を持って用意されています。また、「社会の課題や問題を、建築学の専門知識・技術にもとづき高い倫理観をもって創造的に解決する能力を身につけること」については、「卒業ゼミナール」などの科目が用意されています。

履修によって身につけられる能力の到達に関しては、各科目のシラバスに、学修・教育目標及び到達目標、成績評価方法及び基準、試験・課題に対するフィードバック方法が示され、成績評価によって到達度は点数化されて確認することができます。成績評価については、通信授業科目は科目終末試験、面接授業・オンライン授業・メディア授業においては単位修了試験を実施し事前にシラバスに明示された合格水準にて判断し通知します。

# 資料5 ディプロマ・ポリシーと養成する人物像の関係

学年	ディプロマポリシー【総合科目・外国語科目】	ディプロマ・ポリシー【専門科目】									
	1.幅広い知識と深い洞察力を培い、コミュニケーション能力とグローバルな視点を持ち、柔軟な思考・発想で国際化社会に貢献できること。	2.「建築図面を読み描きする能力」を身につけ、都市や建築を形成していく広範なデザイン能力を修得すること。	3.「つくり・守り・育てる」建築学を理解し、幅広い建築関連分野で活躍できる専門知識・技術を修得すること。	4.社会の課題や問題を、建築学の専門知識・技術にもとづき高い倫理観をもって創造的に解決する能力を身につけること。							
4			<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">建築マネジメント論 まちづくり論 環境計画論 現代ハウジング</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">建築施工 鉄骨構造 構造力学III 環境都市計画論 住宅環境性能論</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">建築デザイン演習4 卒業ゼミナール 建築デザイン4 建築デザイン演習3 建築デザイン3</div>	28 専門科目					
3		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">建築デザイン論2 西洋建築史 デザイン演習1-2 デザイン演習1-1</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">建築デザイン演習2 建築デザイン2</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">建築法規 建築再生論 都市住宅政策論 現代都市計画 建築計画各論</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">RC構造 構造力学II 建築設備概論</div>	28 専門科目					
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">英語表現 英語特修 (A)</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ドイツ語基礎 ドイツ語読解 中国語基礎 中国語読解 韓国語基礎 韓国語読解</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">建築デザイン演習1 建築デザイン1</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">建築デザイン論1 日本建築史 CAD演習1-2 CAD演習1-1</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">アーバンデザイン インテリアデザイン 住宅計画</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">建築材料 構造力学I 音・光環境 熱・空気環境</div>	26 総合科目・語学 26 専門科目				
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">人間論 (心理学) 生命現象論 (生物学) 自然環境論 (地理学) 環境と社会</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">文化交流論 (歴史) 日本文化論 (文学) 国際化と異文化理解 日本語の技法</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">日本社会システム論 (法学) 日本社会システム論 (経済学) 国際社会システム論 (社会学) 国際社会システム論 (政治学) 住よい社会と福祉 暮らしのなかの憲法 国際社会と日本 キャリアデザイン 技術と倫理 現代社会と法 ビジネスモデルとマネジメント 暮らしのなかの起業入門</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">情報リテラシー論 (数学) 科学方法論 (化学) データリテラシー入門</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">健康スポーツ科学 健康とスポーツの科学</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">英語総合 英語読解</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">建築デザイン基礎 建築デザイン基礎演習</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">近代建築史 建築造形演習 建築造形</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">福祉住居論 建築計画総論</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">建築構法 建築環境工学概論</div>	40 総合科目・語学 18 専門科目

### 3 高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化

新時代の高等教育は、全体として多様化して学習者の様々な需要に的確に対応するため、大学・短期大学、高等専門学校、専門学校が各学校種ごとにそれぞれの位置付けや期待される役割・機能を十分に踏まえた教育や研究を展開するとともに、各学校種においては、個々の学校が個性・特色を一層明確にしていかなければならない。

特に大学は、全体として

世界的研究・教育拠点、高度専門職業人養成、幅広い職業人養成、総合的教養教育、特定の専門的分野(芸術、体育等)の教育・研究、地域の生涯学習機会の拠点、社会貢献機能(地域貢献)、産学官連携、国際交流等)

等の各種の機能を併有するが、各大学ごとの選択により、保有する機能や比重の置き方は異なる。その比重の置き方が各機関の個性・特色の表れとなり、各大学は緩やかに機能別に分化していくものと考えられる。(例えば、大学院に重点を置く大学やリベラル・アーツ・カレッジ型大学等)

18歳人口が約120万人規模で推移する時期にあって、各大学は教育・研究組織としての経営戦略を明確化していく必要がある。

#### (1) 各高等教育機関の個性・特色の明確化

戦後の我が国における高等教育の急速な拡大により、量的側面での「ユニバーサル段階の高等教育」は実現しつつある。しかし、人的物的資源が必ずしも十分でないままでの急拡大が質的充実を伴ってきたとは言い難い。また、18歳人口が約120万人規模で推移する中では、個性に乏しい数多くの高等教育機関が単一の市場(18~21歳の日本人フルタイム学生、すなわち「伝統的学生」の獲得)を巡って競争するという状況は、社会全体としての効率性に欠ける面が大きい。新時代の高等教育には、全体として多様化するとともに、学習者の様々な需要に的確に対応(複数の市場を開拓)して個々の高等教育機関が自らの資源を重点的に投入し質的な向上を図ることによって、真の「ユニバーサル・アクセス」(本章2(1)(ア)参照)を実現することが求められている。

近年、教育内容の改善や充実を図って様々な改革が続いている。この結果、多様化が進む中で大学とは何かといった本質や、高等教育機関間の個性・特色の違いが不明確になってきているとの指摘がある。ユニバーサル段階の高等教育にあっては、各学校種ごとの個性・特色を一層明確にしなければならない。

大学・短期大学・高等専門学校・専門学校が、各学校種ごとに、それぞれの

位置付けや期待される役割・機能を十分に踏まえた教育や研究を展開するとともに、各学校種においては、個々の学校が個性・特色を明確化することが重要である。

また、各機関が個性・特色の明確化を図り、全体として一層の多様性を確保すると同時に、学習者の立場に立って相互の接続や連携を改善することにより、言わば単線型でなく複線型の、誰もがアクセスしやすく柔軟な構造の高等教育システムを構築していくことが重要である。

さらに、高等教育機関相互の連携協力による各機能の補完や充実強化も、必ずしも設置形態の枠組みにはとらわれずに促進されるものと考えられる。

例えば、地域の国公立大学間の連携によるコンソーシアム（共同事業体）方式での単位互換制度の充実や、学問分野を超えた融合領域形成のための大学院間の連携等が考えられる。

## （２）大学の機能別分化

高等教育機関のうち、大学は、全体として

世界的研究・教育拠点

高度専門職業人養成

幅広い職業人養成

総合的教養教育

特定の専門的分野(芸術，体育等)の教育・研究

地域の生涯学習機会の拠点

社会貢献機能(地域貢献，産学官連携，国際交流等)

等の各種の機能を併有する。各々の大学は、自らの選択に基づき、これらの機能のすべてではなく一部分のみを保有するのが通例であり、複数の機能を併有する場合も比重の置き方は異なるし、時宜に応じて可変的でもある。その比重の置き方がすなわち各大学の個性・特色の表れとなる。各大学は、固定的な「種別化」ではなく、保有する幾つかの機能の間の比重の置き方の違い(=大学の選択に基づく個性・特色の表れ)に基づいて、緩やかに機能別に分化していくものと考えられる。

例えば、や の機能に特化して大学院の博士課程や専門職学位課程に重点を置く大学もあれば、 の機能に特化してリベラル・アーツ・カレッジ型を目指す大学もある。こうした大学全体としての多様性の中で、個々の大学が限られた資源を集中的・効果的に投入することにより、各大学の個性・特色の明確化が図られるべきである。

さらに、我が国の高等教育はユニバーサル段階を迎えつつあることから、特に の機能に重点を置く大学にあっては、例えば、充実したりメディアル

(補習)教育の実施や、就職や他大学の学士・修士・専門職学位課程等への円滑な進学・編入学を特色とすることも考えられる。

このように、18歳人口が約120万人規模で推移する時期にあって、各大学は教育・研究組織としての経営戦略を明確化していく必要がある。このとき、

- ・各大学は、「機能別分化」を念頭に、他大学とは異なる個性・特色の明確化を目指すこと。

- ・国や地方公共団体等は、各大学が重点を置く機能を自主的に選択できるように配慮しながら、財政面を含む幅広い支援を行うこと。

等の点に特に注意しなければならない。

各大学においては、自ら選択した機能を十分に発揮できるよう、教職員として多様な人材を育成・確保するとともに、その資質の向上に努める必要がある。

日本の大学について、米国のカーネギー教育振興財団が行っている大学分類のように授与する学位の種類や量に応じて大学を分類することも、現状認識の一つの方法として可能である。自らの理念・目標や大学院の有無・規模等の違いに応じて、こうした様々な分類を参考としつつ、重点を置くタイプを大学が自ら選んでいく必要がある。このような努力は、各大学が志向する方向を明確にして発展を図っていることの表れでもあると考えられ、国としても各大学の努力を支援していくことが重要である。

高等教育の中核を担う大学に関しては、教育・研究・社会貢献という使命・役割を踏まえて、それぞれに応じて具体的にどのような機能に重点を置き、個性・特色の明確化を図っていくか、各大学ごとの自律的な選択に基づく機能別の分化が必要となっている。そうした面からも、質の保証がますます重要な課題となってきた(本章4参照)。

出典：中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」(平成17年(2005年)1月28日)13頁~15頁  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/attach/1335580.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/attach/1335580.htm)

# 資料7 近畿大学建築学部建築学科(通信教育課程)規程

令和7年4月1日

## 近畿大学建築学部建築学科(通信教育課程)規程

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 近畿大学(以下「本大学」という。)の通信教育(以下「本通信教育」という。)は、主として通信の方法によって人類の福祉に必要な学術の理論と応用とを教授し、併せて人格の陶冶と教養の向上に寄与することを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、人材の養成に関する目的及びその他教育・研究上の具体的な目的を別記に定めるものとする。

#### (自己評価等)

第2条 本大学の通信教育部は、教育水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価に関する事項は、別に定める。

#### (通信教育課程)

第3条 近畿大学建築学部建築学科に通信教育の課程を置き、通信授業及び面接授業のほか、メディアを利用して行う授業によって実施する。

2 メディアを利用して行う授業とは、次のものをいう。

#### (1) メディア授業

事前に収録・編集した講義について、インターネットを活用して視聴する授業

#### (2) オンライン授業

面接授業と同等の効果を有する同時双方向型の遠隔授業

#### (学科の構成及び定員)

第4条 建築学部(通信教育課程)は、次の学科を置き、その入学定員及び収容定員を次のとおりとする。

学科名	入学定員	収容定員
建築学科	1年次入学	100名
	3年次編入	500名
		1,400名

#### (修業年限)

第5条 建築学部建築学科(通信教育課程)の修業年限は、4年とする。

2 建築学部建築学科(通信教育課程)の在学年限は、10年を超えることはできない。

#### (正科生・科目等履修生・特修生)

第6条 建築学部建築学科(通信教育課程)の学生は、正科生、科目等履修生及び特修生とする。

### 第2章 学年

#### (学年)

第7条 学年は、4月入学の場合は4月1日から翌年3月31日までとし、10月入学は10月1日から翌年9月30日までとする。

### 第3章 教員組織

#### (教員組織)

第8条 通信教育の授業は、原則として本大学及び近畿大学短期大学部の専任教員が担当する。ただし、必要に応じ適任者を講師又は指導教員として委嘱することができる。

### 第4章 学務委員会

#### (学務委員会)

第9条 本通信教育に、教育研究に関する専門的事項を審議する機関として、学務委員会を置く。

2 学務委員会は、教員及び事務局から選出された委員をもって構成する。

3 学務委員の定員及び選出方法については、別に定める。

#### (学務委員会の審議事項)

第10条 学務委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学務委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 学務委員会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

### 第5章 教育課程

#### (授業科目の区別)

第11条 建築学部建築学科(通信教育課程)の授業科目は、総合科目、外国語科目及び専門科目(基礎専門科目・複合専門科目)に分ける。

#### (総合科目)

第12条 総合科目は、22単位以上修得しなければならない。その授業科目及び単位数は、別表(1)のとおりとする。

#### (外国語科目)

第13条 外国語科目は8単位以上を修得しなければならない。その授業科目及び単位数は、別表(1)のとおりとする。

#### (専門科目)

第14条 専門科目は、基礎専門科目及び複合専門科目とし、その授業科目及び単位数は、別表(1)のとおりとする。

第15条 専門科目(基礎専門科目・複合専門科目)は、卒業ゼミナールを含む94単位以上を修得しなければならない。

#### (他大学等における授業科目の履修等)

第16条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を越えない範囲内で建築学部建築学科(通信教育課程)における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 16 条の 2 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を前条第 1 項と合わせて 30 単位を越えない範囲内で建築学部建築学科(通信教育課程)における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の認定等に関する必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第 17 条 大学又は短期大学を卒業又は中途退学し、新たに建築学部建築学科(通信教育課程)に入学した者について教育上有益と認めるときは、編入学等の場合を除き大学又は短期大学における既修得単位のうち 30 単位を越えない範囲で、学務委員会で審議のうえ認定することができる。

2 既修得単位の認定等に関する必要な事項は、別に定める。

## 第 6 章 入学・退学・除籍・編入学・転学・転籍・休学・復学・再入学及び復籍

(入学の時期)

第 18 条 入学の時期は、原則として 4 月及び 10 月とする。ただし、随時入学を許可する。

(入学の資格)

第 19 条 入学を志願する者は、次のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程における 12 年の学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成 17 年文部科学省令第 1 号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規則による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(7) その他本大学において、相当の年齢に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学選考)

第 20 条 入学は、選考のうえ、許可する。選考方法は書面審査を原則とする。

(入学手続)

第 21 条 入学を志願する者は、所定の入学出願書類に、出身学校長から提出される調査書、卒業証明書又は検定証明書のいずれか一つを添えて提出しなければならない。

(誓約書)

第 22 条 入学を許可された者は、本人記名のうえ、誓約書を提出しなければならない。

(退学)

第 23 条 退学をしようとする者は、その理由を付し、願出しなければならない。ただし、やむを得ない事情のある場合は、この限りでない。

(除籍)

第 24 条 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍する。

- (1) 第 5 条第 2 項に定める在学年限を超えた者
- (2) 第 28 条第 2 項に定める休学を許可された期間を超えてなお復学又は退学しない者
- (3) 授業料その他の学費を所定の期日までに納入しない者
- (4) 本大学において修学する意思がないと認められる者

(編入学)

第 25 条 次の各号のいずれかに該当する者が、本通信教育課程に編入学を志願する場合は、学務委員会で審議のうえ許可することがある。

- (1) 学士の学位を有する者
- (2) 大学第 2 学年修了者、短期大学卒業者、高等専門学校卒業者その他これらと同等以上の学力を有する者
- (3) 大学第 1 学年修了者その他これと同等以上の学力を有する者
- (4) 高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の専攻科の課程(修業年限が 2 年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者
- (5) 専修学校の専門課程(修業年限が 2 年以上であることその他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者
- (6) 編入学者の取扱いについては、別に定める規程による。

(転学・転学部)

第 26 条 学生が他の大学に転学しようとするときは、所定の手続をとらなければならない。

2 学生が本大学における通信教育課程の他の学部転学部を志願する場合は、関係学部における選考のうえ、これを許可することがある。なお、転学部における修得済単位の認定については、別に定める。

(通学課程への転籍)

第 27 条 学生が本大学の通学課程に転籍を志願する場合は、関係学部における選考のうえ、これを許可することがある。

(休学)

第 28 条 病気その他やむを得ない理由で修学できないときは、その事実を証明する書類を添えて休学願を提出し、休学することができる。

2 休学は、4 月 1 日又は 10 月 1 日を開始日として、1 年単位ですることができる。ただし、入学年次及び最終学年次は、休学することができない。

3 休学中の期間は、在学年数に算入しない。

4 休学中は、別に定める休学料を納入しなければならない。

(復学)

第 29 条 休学者が、引き続き修学できる条件が整ったときは、復学を願い出てその許可を得て復学することができる。

(再入学)

第 30 条 正当な理由で退学した者が再入学を願い出たときは、学務委員会で審議のうえ許可することがある。

(復籍)

第 31 条 学費未納による除籍者については、別に定めるところにより、学務委員会で審議のうえ復籍を許可することがある。

(二重在籍)

第 32 条 学生は、本通信教育課程に併行して他の大学に在籍することは認めない。

## 第 7 章 学修指導

(授業科目の学年配当)

第 33 条 授業科目は、全学年に配当する。

(履修単位及び学修時間)

第 34 条 授業科目の履修単位は、通信授業科目・面接授業科目・メディアを利用して行う授業を問わず、各学年で 48 単位以内とする。また、1 単位の学修時間は、45 時間を原則とする。

(学修指導の方法)

第 35 条 学修指導は、教材の配付、質疑応答、添削指導、面接授業、メディアの利用その他適当と認める方法により、又はその併用によって行う。

(教材)

第 36 条 教材は、第 5 章に規定する教育課程に従い順次配付する。

(質疑)

第 37 条 質疑は、メディアを用いて所定の様式(学習質疑)により随時行うことができる。

(設題)

第 38 条 通信授業科目は、設題に対して所定のレポートを提出しなければならない。

(面接授業等)

第 39 条 学生は 4 年を通じ、面接授業又はメディアを利用して行う授業により、30 単位以上を修得しなければならない。

2 面接授業は、本大学において実施し、本校以外の会場でも実施することがある。なお、時期についてはその都度これを指示する。

## 第 8 章 試験

(試験)

第 40 条 通信授業科目の試験(以下「科目終末試験」という。)は、インターネットを利用して受験することとし、所定の期日・時間に実施する。

2 面接授業科目及びオンライン授業の試験(以下「単位修了試験」という。)は、筆答試験又は課題提出とし、筆答試験の場合は所定の期日に所定の場所で開催する。

(受験資格)

第 41 条 科目終末試験を受けることのできる者は、第 38 条の規定するところに従って設題のレポートを提出した者に限る。

2 単位修了試験及びメディア単位修了試験を受けることのできる者は、所定の期間受講した者に限る。

#### (単位授与)

第 42 条 科目終末試験（レポートを伴う。）、単位修了試験又はメディア単位修了試験については、その合格水準をシラバスに明示するものとし、それに達している者に対し所定の単位を与える。

2 学業成績は、秀・優・良・可及び不可に分け、秀・優・良・可を合格とし、不可を不合格とする。なお、秀は 90 点以上、優は 80 点以上、良は 70 点以上、可は 60 点以上、不可は 59 点以下とする。また、学業成績にかかわらず単位を認定する場合は、認定とする。

#### (再試験)

第 43 条 科目終末試験に合格しない者は、願によって再試験受験が許可されることがある。

2 単位修了試験又はメディア単位修了試験に合格しない者は、再受講し試験を受けることができる。

### 第 9 章 卒業

#### (卒業)

第 44 条 学生が卒業資格を得るためには、次の各号の要件を満たさなければならない。

(1) 本建築学科に 4 年以上在学すること。なお、第 25 条の規定に基づき 3 年次編入学した場合における他の大学等の在学年数は、この在学年数に含めることができる。

(2) 総合科目は、22 単位以上修得すること。なお、第 25 条の規定に基づき 3 年次編入学をした場合は 24 単位以上修得すること。

(3) 外国語科目は、8 単位以上修得すること。

(4) 専門科目(基礎専門科目・複合専門科目)は卒業ゼミナールを含む 94 単位以上を修得すること。

(5) 前 3 号の単位合計 124 単位のうち 30 単位以上を面接授業又はメディアを利用して行う授業によって修得すること。なお、第 25 条の規定に基づき 3 年次編入学をした場合は 126 単位のうち 30 単位以上を面接授業又はメディアを利用して行う授業によって修得すること。

2 建築学部建築学科(通信教育課程)の課程を卒業した者は、卒業証書・学位記を受け、学士(建築学)と称することができる。

### 第 10 章 科目等履修生・特修生

#### (科目等履修生・特修生)

第 45 条 建築学部建築学科(通信教育課程)において開設する授業科目の一部又は全部を履修しようとする者があるときは、科目等履修生又は特修生として履修を許可されることがある。

#### (科目等履修生入学資格)

第 46 条 科目等履修生となることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で所定の選考に合格した者とする。

(1) 大学の入学資格を有する者

(2) 本大学が認める高等学校に在学する者

#### (科目等履修生の単位授与)

第 47 条 科目終末試験（レポートを伴う。）、単位修了試験又はメディア単位修了試験については、その合格水準をシラバスに明示するものとし、それに達している者に対し所定の単位を与える。

2 学業成績は、秀・優・良・可及び不可に分け、秀・優・良・可を合格とし、不可を不合格とする。なお、秀は 90 点以上、優は 80 点以上、良は 70 点以上、可は 60 点以上、不可は 59 点以下とする。

また、学業成績にかかわらず単位を認定する場合は、認定とする。

(科目等履修生の単位修得)

第 48 条 科目等履修生として履修した授業科目及び修得した単位は、第 44 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに規定する授業科目及び単位として、学務委員会で審議のうえ認定することができる。

2 科目等履修生としての在学年数は、第 44 条第 1 項第 1 号に規定する在学年数として、学務委員会で審議のうえ、修業年限の 2 分の 1 を超えない範囲で算入することがある。

3 この学則に定めるほか科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(大学入学資格認定コース)

第 49 条 第 19 条に規定する資格のある特修生又は在学中にその資格を得た特修生が入学を志願する場合は、第 20 条の規定に従い入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された学生は、正科生となったときから 4 年間の在学を必要とし、特修生として履修した授業科目は、学務委員会で審議のうえ、14 単位を超えない範囲内で、正規の課程の単位に算入する。

(特修生の試験)

第 50 条 特修生は、許可を得て最終試験を受けることができる。最終試験に合格した者には、願により、その授業科目の履修証明書を交付する。

(科目等履修生・特修生の履修)

第 51 条 科目等履修生及び特修生は、希望する授業科目を選び、所定の手続を経て履修の許可を受けなければならない。

(科目等履修生・特修生の規定)

第 52 条 科目等履修生及び特修生については、第 25 条から第 30 条まで及び第 9 章の規定を除き、この規程の他の各章の規定を準用する。

(学生規程)

第 53 条 学生が遵守しなければならない事項は、この規程に定めるもののほか、別に定める学生規程による。

## 第 11 章 学費等

(入学選考料)

第 54 条 入学を志願する者は、別表(2)に定める入学選考料を納めなければならない。ただし、特修生認定コース修了者で正科生に入学するものは除く。

(入学金)

第 55 条 入学を許可された者は、別表(2)に定める入学金を納めなければならない。

(授業料)

第 56 条 授業料は、所定の期日までに納入しなければならない。

2 休学中は、授業料を免除する。

3 授業料の額は、別表(2)のとおりとする。

(在籍延長料)

第 57 条 在籍を延長する者は、別表(2)に定める在籍延長料を納めなければならない。

(再入学における学費)

第 58 条 再入学における学費は、その者の当初入学年度にかかわらず、当該年度に入学する学生

が納付すべき学費を適用する。

(編入学における学費)

第 59 条 編入学における学費は、編入する年次にかかわらず、当該年度に入学する学生が納付すべき学費を適用する。

(科目別授業料)

第 60 条 科目別に履修する場合の授業料は、別に定めるもののほか、別表(2)のとおりとする。

(授業料免除)

第 61 条 学生のうち成績優秀であって、経済的理由により修学が困難な者に対しては、学務委員会で審議のうえ授業料の全部又は一部を免除することができる。

(学費の変更)

第 62 条 経済状況の変化に伴い、本章の規定を改訂して学費を変更することがある。

## 第 12 章 学生証

(学生証交付)

第 63 条 正科生には学生証を交付する。

(身分証明証交付)

第 64 条 科目等履修生・特修生には、身分証明証を交付する。

(学生証・身分証明証の提示)

第 65 条 試験及び面接授業に出席する場合には、学生証又は身分証明証を提示しなければならない。

## 第 13 章 賞罰

(表彰)

第 66 条 学業優秀であって特に模範的學生と認められる者に対して、学務委員会で審議のうえこれを表彰する。

(懲戒)

第 67 条 この規程、学生規程その他諸規則に違反し、本大学の秩序を乱し、又は性行不良その他学生の本分にもとる行為のあった者に対して、学務委員会で審議のうえこれを懲戒する。

2 懲戒は譴責・停学・退学の3種とする。

3 次の各号のいずれかに該当する者には退学を命ずる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
- (3) 本大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

## 第 14 章 奨学生

(奨学生)

第 68 条 学力優秀、品行方正で学生の模範と認められた学生を選んで奨学生とすることがある。

2 奨学生に対しては、学費の全部又は一部を給付する。

3 前各項に定めるほか奨学生に関する事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規程に規定されていない事項は、近畿大学学則を準用する。

別表（1）

総合科目・外国語科目・専門科目及びその単位数

1 総合科目

系	授業科目	単位
人間と自然	人間論（心理学）	4
	生命現象論（生物学）	4
	自然環境論（地理学）	4
	環境と社会	2
異文化の理解	文化交流論（歴史）	4
	日本文化論（文学）	4
	国際化と異文化理解	2
	日本語の技法	2
社会の認識	日本社会システム論（法学）	4
	日本社会システム論（経済学）	4
	国際社会システム論（社会学）	4
	国際社会システム論（政治学）	4
	住みよい社会と福祉	2
	暮らしのなかの憲法	2
	国際社会と日本	2
	キャリアデザイン	2
	技術と倫理	2
	現代社会と法	2
	ビジネスモデルとマネジメント	2
	暮らしのなかの起業入門	2
科学の方法	情報リテラシー論（数学）	4
	科学方法論（化学）	4
	データリテラシー入門	2
健康とスポーツ	健康スポーツ科学	2
	健康とスポーツの科学	2

## 2 外国語科目

英語	英語読解	2
	英語総合	2
	英語特修 (A)	2
	英語表現	2
初修外国語	ドイツ語基礎	2
	ドイツ語読解	2
	中国語基礎	2
	中国語読解	2
	韓国語基礎	2
	韓国語読解	2

## 3 専門科目

基礎専門科目	建築設計	建築デザイン基礎	2
		建築デザイン基礎演習	2
		建築デザイン1	2
		建築デザイン演習1	2
		建築デザイン2	2
		建築デザイン演習2	2
		建築デザイン3	2
		建築デザイン演習3	2
		建築デザイン4	2
		建築デザイン演習4	2
	建築計画	建築計画総論	2
		近代建築史	2
		住宅計画	2
		現代都市計画	2
		日本建築史	2
		アーバンデザイン	2
		建築計画各論	2
		西洋建築史	2
		現代ハウジング	2
		まちづくり論	2
環境計画論	2		

	建築環境	建築環境工学概論	2
		熱・空気環境	2
		音・光環境	2
		建築設備概論	2
	建築構造	構造力学Ⅰ	2
		構造力学Ⅱ	2
		構造力学Ⅲ	2
		建築構法	2
		RC 構造	2
		鉄骨構造	2
建築材料		2	
建築生産施工	建築施工	2	
建築法規	建築法規	2	
複合専門科目	建築設計	建築造形	2
		建築造形演習	2
		CAD 演習Ⅰ-1	2
		CAD 演習Ⅰ-2	2
		デザイン演習Ⅰ-1	2
		デザイン演習Ⅰ-2	2
	建築計画	福祉住居論	2
		建築デザイン論 1	2
		インテリアデザイン	2
		建築デザイン論 2	2
		建築マネジメント論	2
		建築再生論	2
		都市住宅政策論	2
	建築環境	住宅環境性能論	2
		環境都市計画論	2
	建築総合	卒業ゼミナール	2

建築学部建築学科(通信教育課程)卒業所要単位数

総合科目	22 単位
外国語科目	8 単位
専門科目(基礎専門科目・複合専門科目)	94 単位
合計	124 単位

別表(2) 学費等

(単位 円)

1年入学

区分	学籍	正科生	
		入学時	学籍更新時
入学金		20,000	
入学選考料		10,000	
授業料		306,000	306,000
合計		336,000	306,000

○在籍延長については、別途 30,000 円/年が必要。

3年次編入学

区分	学籍	正科生	
		入学時	学籍更新時
入学金		20,000	
入学選考料		10,000	
授業料		326,000	326,000
合計		356,000	326,000

○在籍延長については、別途 30,000 円/年が必要。

科目等履修生(科目別履修)

区分	学籍	科目等履修生
		入学時
入学金		20,000
入学選考料		10,000
授業料		1科目 10,000
合計		30,000 プラス授業料

○近畿大学学園在学学生は、上記の入学金を免除とする。

○在籍延長については、別途 30,000 円/年が必要。

## 特修生

区分	学籍	特修生	
		認定コース	科目別コース
		入学時	入学時
入学金		20,000	20,000
入学選考料		10,000	—
授業料		100,000	1科目 10,000
合計		130,000	20,000 プラス授業料

○近畿大学学園在學生は、上記の入学金を免除とする。

○在籍延長については、別途 30,000 円／年が必要。

## 追加履修

区分	学籍	正科生・科目等履修生・特修生	備考
授業料 (通信授業科目・課程外面接授業科目)		1科目 10,000	申請の都度

## 別記

近畿大学建築学部建築学科(通信教育課程)の教育・研究の目的について

近畿大学学園の「建学の精神」と「教育の目的」

近畿大学学園の建学の精神は、「実学教育と人格の陶冶」です。この建学の精神を具体的に実践するために「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人の育成」を教育の目的に掲げています。この建学の精神と教育の目的に基づいて、「広い教養に裏打ちされた人格とチャレンジ精神をもって未来を志向しつつ、実践的学問すなわち実学の発展に貢献することのできる人材を育成」して、社会に送り出すことに全力で取り組んでいます。

本学の各学部・大学院及び各学校は、それぞれの人材育成目標に沿って、特色あるカリキュラムを用意し、充実した教授陣が、質の高い教育を提供しています。

学生の皆さんには、上記の建学の精神と教育の目的を理解していただき、本学園で、本当に優れた友人・先輩・教員や夢中になれる学問に出会い、美しいものに打たれ、豊かな教養と専門的知識を身につけ、各人固有の才能を見出し、自分に最もふさわしい将来設計をされることを願っています。

通信教育部の教育研究の理念と目的、育成する人材像

教育基本法の第4条に「すべての国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えら

れなければならない」とあります。

通信教育部は、学園の「建学の精神」及び「教育の目的」に示されている考えをふまえながら、本学創設者が自ら苦学した経験からの「学問が運命を開いてくれる」という信念のもと「学びたいものに学ばせたい」の基本理念をも符号させ、関西での草分け的な存在として、昭和 32 年に文部省(当時)認可による大学通信教育課程を開設しました。

これによって、「大学で学びたい」「大学の卒業資格を得たい」「自己の教養を高めたい」など、あらゆる学修の目的を持った人たちに応え学修の機会を提供、「再教育の場」「生涯学習としての場」としても、社会に大きく門戸を開き、万人に「学びたい大学通信教育」「学んでよかった大学通信教育」との評価を得られる高等教育機関をめざしています。

建築学部建築学科(通信教育課程)の学修・教育目標

(人文・社会科学、語学)

(A) (人文・社会科学の素養)

人類の英知である人文・社会科学についての一般知識と素養を養う。

(B) (語学・コミュニケーション)

国際的な活動の場で必要となる語学・コミュニケーション能力を養う。

(C) (専門家倫理)

建築が自然および人間社会に対して担うべき役割を学ぶことを通して専門家倫理を身に付ける。

(D) (自発的・主体的な学修)

自発的・主体的に学び、自ら考える習慣・力を身につける。

(建築学部専門科目)

(E) (建築学の基礎的理解)

建築の基礎となる設計・計画・構造・環境・生産・法規の基礎知識を身につける。

(F) (建築図面のリテラシー)

建築の共通言語である図面の読み描きに必要な技術と能力を養う。

(G) (設計・計画)

(G-1) (デザイン・プレゼンテーション能力)

幅広い知識を総合して具体的提案に結びつけるデザイン能力と、それを的確に表現するプレゼンテーション能力を身につける。

(G-2) (様式や形式)

人類がこれまでに創造した美術や技術の様式や形式に基づいて設計できる能力を養う。

(G-3) (使われ方)

新しい時代に即した住まい方や使い方に対応できる設計・計画の知識を習得する。

(G-4) (社会と建築)

社会学や心理学など住宅に関わる幅広い知見に基づき、これからの建築を構成できる能力を養う。

(G-5) (都市とまちなみ)

景観や都市と住宅デザインとの関係に基づき、永く人々を魅了し愛される存在となるまちなみについて考えることのできる能力を養う。

#### (G-6) (建築プロジェクトの企画力)

時代の変化を読み取り、社会・経済状況を踏まえながら地域にとって必要とされる建築プロジェクトを企画できる能力を養うとともに、建築ストックを良好に維持管理する能力を身につけ、建築物を守り・育て・活用してゆく能力を養う。

#### (H) (環境・設備)

##### (H-1) (環境・設備の知識)

建築環境工学の基礎知識に基づき、工学的視点から環境性能、設備計画に必要な専門知識、能力を養う。

##### (H-2) (制御手法)

建築内外の環境の重要性と制御手法を理解し、地球と人にやさしい建築をつくるために必要な知識を身につける。

#### (I) (構造・生産)

##### (I-1) (構造・生産の知識)

構造・生産の基礎知識に基づき、工学的視点から構造設計、生産施工に必要な専門知識、能力を養う。

##### (I-2) (構造・生産施工・材料)

建築の構法を理解し、材料の特性を活かした安全な建築を設計できる能力を養う。

#### (J) (卒業ゼミナール)

建築学の専門知識に基づき、社会で要求される水準にある課題や問題について創造的に解決する能力を養う。

#### 建築学部建築学科(通信教育課程)のカリキュラム編成上の特色

通信教育課程では、学力・能力・年齢・居住地・生活環境など、千差万別な学修環境や入学の目的も異なる希望者が、入学資格を有して選考に合格すれば選抜すること無く入学許可が認められるため、学生の主体的学修機会の提供をできるカリキュラム編成が必要と考え、学問分野や専攻領域の体系性を考慮したうえで必須となる科目を極力少なくし、他方選択科目を多く開講することで、選択肢つまり履修のバリエーションを整え、各自の学修目的の達成や学修計画を容易にすることを第一と考えています。

自宅学修を授業時間数とみなす通信授業は、課題レポートを作成し、定期的におこなわれる単位修得のための最終試験(科目終末試験)を年間10回開催しています。

一定の期間に講義を受講しながら単位修得をする面接授業は、さまざまな日程で開講しています。また、メディア授業・オンライン授業を行うなど遠隔地在住の学生についても配慮しています。

#### その他の特色

本学建築学部が培ってきたノウハウを活用し、より幅広い人々に対する建築学教育を担います。建築学部建築学科(通信教育課程)では、建築学の基礎となる建設設計、建築計画、建築環境、建築構造、建築生産施工、建築法規の6分野を重点的に学ぶことができます。さらに、少子高齢化、CO2削減など変化する社会に対応できる授業を展開していきます。授業方法としては、通信授業科目に加えて、メディア授業、オンライン授業を組み入れ新しいメディア、通信技術を用いた授業を実施していきます。遠隔での授業形態は急速に普及してきており、教育分野においても活用します。ま

た、設計演習などの演習科目についてはオンライン授業と面接授業を行い、少人数ごとのグループに分かれた、きめ細かな指導を行います。

建築学部建築学科(通信教育課程)は、「学びたいものに学ばせたい」という近畿大学の創始者である世耕弘一の理念を引き継ぎ、社会において建築学を学びなおしたいと考えている人々、建築学の知識を身に着け新しい領域を開拓していきたいと考えている人々、働きながら学びたいと考えている人々に対して、質の高い教育の機会を提供していきます。

近畿大学通信教育部建築学部の教育方針について

アドミッション・ポリシー (入学者受入れの方針)

建築学部建築学科(通信教育課程)は、近畿大学建学の精神に則り、従来の「つくる」ことを主たる目的とした建築学に加え、「守り・育てる」建築学を学ぶ場を提供し、実学教育によって、現代社会の課題を読み解き、その課題解決に貢献する新しい建築を創造する人材を育成します。このため、次のような人材を受け入れます。

1. 建築関連分野に対して興味・関心を持ち、自ら学ぶことができる基礎学力を修得している人
2. 社会における互いの多様な価値観を理解し、これらを尊重することのできる倫理観を持つ人
3. 地域環境・地球環境との共生の大切さを理解し、社会に貢献できる新たな技術の創造を目指す人

カリキュラム・ポリシー (教育課程の編成方針)

従来の「つくる」ことを主たる目的とした建築学に加えて、「守り・育てる」建築学を幅広く身につけるために、総合科目、外国語科目、専門科目(基礎専門科目・複合専門科目)によって、カリキュラムが構成されています。

総合科目と外国語科目では、ディプロマ・ポリシーにある「1. 幅広い知識と深い洞察力を培い、コミュニケーション能力とグローバルな視点を持ち、柔軟な思考・発想で国際化社会に貢献できること。」の能力を育成します。専門科目では、ディプロマ・ポリシーにある「2. 『建築図面を読み描きする能力』を身につけ、都市や建築を形成していく広範なデザイン能力を修得すること。」、「3. 『つくり・守り・育てる』建築学を理解し、幅広い建築関連分野で活躍できる専門知識・技術を修得すること。」、「4. 社会の課題や問題を、建築学の専門知識・技術にもとづき高い倫理観をもって創造的に解決する能力を身につけること。」の能力を育成します。

1年次入学者は、総合科目、外国語科目並びに建築分野に関する専門科目、複合専門科目を幅広く学びます。1年次、2年次は基礎的な知識・技術を中心に学修し、3年次以降は高度な技術者、設計者に必要な知識・技術を修得していきます。

3年次編入学者は、専門科目を中心に履修するとともに、現代社会の課題に応えるべく用意された複合専門科目を学修していきます。

なお、カリキュラム全体に、文系・理系を問わず、建築学の知識・技術を修得できるよう、きめ細かい指導のもと、1年次から段階的に実施される印刷教材等による授業(本学では通信授業科目と名称)、面接授業及びメディアを利用して行う授業(ここではメディア授業・オンライン授業と名称。なお、後述するが、メディア授業とは本学におけるオンデマンド授業のことであり、オンライン授業とは、遠隔会議システムを用いたリアルタイムの遠隔授業のことである。)において、学んだことを実際の問題に適用しながらコミュニケーション力や創造力・論理的思考能力などを培い

ます。

#### <総合科目>

総合科目は、「人間と自然」「異文化の理解」「社会の認識」「科学の方法」「健康とスポーツ」という5つの系から構成されており、これらの科目を履修することで、幅広い知識と洞察力を培い豊かな人間関係と確かな主体性を確立するに足りる十分な教養を身につけることができます。

「人間と自然」では、心理学、生物学、地理学の基礎を学ぶための科目として「人間論(心理学)」、「生命現象論(生物学)」、「自然環境論(地理学)」、「環境と社会」という科目が設定されており、「異文化の理解」では、歴史や文学についての基礎を学ぶために「文化交流論(歴史)」、「日本文化論(文学)」、「国際化と異文化理解」、「日本語の技法」という科目が設定されています。「社会の認識」では、法学、経済学、社会学、政治学の基礎を学ぶために「日本社会システム論(法学)」、「日本社会システム論(経済学)」、「国際社会システム論(社会学)」、「国際社会システム論(政治学)」、「住みよい社会と福祉」、「暮らしのなかの憲法」、「国際社会と日本」、「キャリアデザイン」、「技術と倫理」、「現代社会と法」、「ビジネスモデルとマネジメント」、「暮らしのなかの起業入門」という科目が設定されており、「科学の方法」では、数学、科学の基礎を学ぶために「情報リテラシー論(数学)」、「科学方法論(化学)」、「データリテラシー入門」という科目が用意されています。「健康とスポーツ」では、健康に関する情報をもとに、身体的・精神的・社会的に健康な状態を理解しながら学ぶため、「健康スポーツ科学」、「健康とスポーツの科学」という科目が用意されています。

履修によって身につけられる能力の到達に関しては、各科目のシラバスに、学修・教育目標及び到達目標、成績評価方法及び基準、試験・課題に対するフィードバック方法が示され、成績評価によって到達度は点数化されて確認することができます。成績評価については、通知します。

#### <外国語科目>

外国語科目は、外国語のコミュニケーション能力とグローバルな視点を持ち、国際的な活動の場に貢献できる人物となることを到達目標としてカリキュラムを設定しています。

「英語」では、英語によるコミュニケーションや情報収集・伝達に特化した4技能(リスニング・スピーキング・リーディング・ライティング)を養います。「英語読解」科目では英語で読み書きできる能力、「英語表現」科目では、英語でプレゼンテーションできる能力を養います。そして「英語総合」「英語特修(A)」では、英語で情報収集・発信できる能力を身につけます。

「初修外国語」では、入門から中級レベルの4技能の修得を目指します。これらの科目を履修することで、「外国語によるコミュニケーション能力とグローバルな視点を持ち、柔軟な思考・発想で国際社会に貢献できる能力」を身につけることができます。各科目は英語、第二外国語ともに順次性のある科目構成となっています。

履修によって身につけられる能力の到達に関しては、各科目のシラバスに、学修・教育目標及び到達目標、成績評価方法及び基準、試験・課題に対するフィードバック方法が示され、成績評価によって到達度は点数化されて確認することができます。成績評価については、通信授業科目は科目終末試験、面接授業・オンライン授業は単位修了試験、メディア授業においてはメディア単位修了試験を実施し事前にシラバスに明示された合格水準にて判断し通知します。

## ＜専門科目＞

専門科目は、「基礎専門科目」、「複合専門科目」で構成されており、これらの科目を履修することで、「『建築図面を読み描きする能力』を身につけること」、「『つくり・守り・育てる』建築学を理解し、幅広い建築関連分野で活躍できる専門知識・技術を修得すること」、「社会の課題や問題を、建築学の専門知識・技術にもとづき高い倫理観をもって創造的に解決する能力を身につけること」などの能力を身につけることができます。

「『建築図面を読み描きする能力』を身につけること」においては、「建築デザイン基礎」、「建築デザイン基礎演習」、「建築デザイン1」、「建築デザイン演習1」、「建築計画総論」、「CAD演習 I-1、I-2」、「建築構法」などの科目が用意されており、「『つくり・守り・育てる』建築学を理解し、幅広い建築関連分野で活躍できる専門知識・技術を修得すること」においては、「建築デザイン2、3、4」、「建築デザイン演習2、3、4」、「近代建築史」、「日本建築史」、「西洋建築史」、「住宅計画」、「建築計画各論」、「現代都市計画」、「アーバンデザイン」、「建築環境工学概論」、「熱・空気環境」、「音・光環境」、「構造力学Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」、「建築材料」、「建築施工」、「建築法規」など多様な科目が順次性を持って用意されています。また、「社会の課題や問題を、建築学の専門知識・技術にもとづき高い倫理観をもって創造的に解決する能力を身につけること」については、「卒業ゼミナール」などの科目が用意されています。

履修によって身につけられる能力の到達に関しては、各科目のシラバスに、学修・教育目標及び到達目標、成績評価方法及び基準、試験・課題に対するフィードバック方法が示され、成績評価によって到達度は点数化されて確認することができます。成績評価については、通信授業科目は科目終末試験、面接授業・オンライン授業は単位修了試験、メディア授業においてはメディア単位修了試験を実施し事前にシラバスに明示された合格水準にて判断し通知します。

## ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

近畿大学の建学の精神である未来志向の「実学教育と人格の陶冶」に則り、建築学部建築学科（通信教育課程）では、21世紀における社会の変化の中で建築のあり方を継続的に探求できる人材を輩出するため、多角的かつ厳格な成績評価により教育カリキュラムを運営しています。所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、学士（建築学）の学位を授与します。卒業までに身につけるべき知識・能力を以下に示します。

1. 幅広い知識と深い洞察力を培い、コミュニケーション能力とグローバルな視点を持ち、柔軟な思考・発想で国際化社会に貢献できること。
2. 「建築図面を読み描きする能力」を身につけ、都市や建築を形成していく広範なデザイン能力を修得すること。
3. 「つくり・守り・育てる」建築学を理解し、幅広い建築関連分野で活躍できる専門知識・技術を修得すること。
4. 社会の課題や問題を、建築学の専門知識・技術にもとづき高い倫理観をもって創造的に解決する能力を身につけること。

資料8 建築学部建築学科(通信教育課程)スクーリング開講及び試験実施予定(案)

建築学部建築学科(通信教育課程)授業開講予定表(案)

4月		5月		6月		7月		8月		9月	
4月入学		メディア授業①受講期間									
面接授業・オンライン授業①開講期間(各授業で定められた日に受講) ※成績は授業日程に合わせて随時発表											
通信授業 科目終末試験成績発表(前年度3月実施分)		通信授業 科目終末試験(5月実施分)		通信授業 科目終末試験(6月実施分)		通信授業 科目終末試験(7月実施分)		通信授業 科目終末試験(8月実施分)		通信授業 科目終末試験(9月実施分)	
				通信授業 科目終末試験成績発表(5月実施分)		通信授業 科目終末試験成績発表(6月実施分)		通信授業 科目終末試験成績発表(7月実施分)		通信授業 科目終末試験成績発表(8月実施分)	
						メディア授業① メディア単位修了試験		メディア授業① 成績発表			
											9月卒業

10月		11月		12月		1月		2月		3月	
10月入学		メディア授業②受講期間									
面接授業・オンライン授業②開講期間(各授業で定められた日に受講)② ※成績は授業日程に合わせて随時発表											
通信授業 科目終末試験成績発表(9月実施分)		通信授業 科目終末試験(11月実施分)		通信授業 科目終末試験(12月実施分)		通信授業 科目終末試験(1月実施分)		通信授業 科目終末試験(2月実施分)		通信授業 科目終末試験(3月実施分)	
				通信授業 科目終末試験成績発表(11月実施分)		通信授業 科目終末試験成績発表(12月実施分)		通信授業 科目終末試験成績発表(1月実施分)		通信授業 科目終末試験成績発表(2月実施分)	
						メディア授業② メディア単位修了試験		メディア授業② 成績発表			
											3月卒業

メディア授業①、面接授業・オンライン授業①は4月から9月にかけて実施する。メディア授業②、面接授業・オンライン授業②は10月から3月にかけて実施する。(①②の期間、それぞれ同じ科目を開講する。)  
通信授業科目は、通年で随時学習が可能。

面接授業時間割

科目名	担当教員	開講時期	開講場所	教室	備考
建築デザイン基礎演習	垣田 博之、梅原 悟、川口 裕人、多田 正治、大久保 武志、玉置 順、永井 智樹、堀部 直子、村上(原山)美美子	4月～9月	近畿大学東大阪キャンパス	33号館製図室	1科目につき、3日間の授業を実施する。 1日目はオンライン授業、2日目3日目は面接授業という、オンライン授業と面接授業の併用形式になる。 3日間ともオンライン授業で実施する日程も設けられており、学生が授業の方法を選択できる。
	上田 晃平、駒田 由香、土井 康永、業田(松岡)久美子、西田(安田)和正、吹野 晃平、古山 涼、吉山(篠原)裕介	4月～9月	近畿大学東京センター	東京センター(フロア全体)	
	垣田 博之、梅原 悟、川口 裕人、多田 正治、大久保 武志、玉置 順、永井 智樹、堀部 直子、村上(原山)美美子	10月～3月	オンライン※	オンライン※	
	小池 博	10月～3月	近畿大学福岡キャンパス	福岡キャンパス製図・造形室または製図室	
建築デザイン演習1	魚谷 剛紀、梅原 悟、大久保 武志、川口 裕人、多田 正治、玉置 順	4月～9月	近畿大学東大阪キャンパス	33号館製図室	
	上田 晃平、駒田 由香	4月～9月	近畿大学東京センター	東京センター(フロア全体)	
	魚谷 剛紀、梅原 悟、大久保 武志、川口 裕人、多田 正治、玉置 順	10月～3月	オンライン※	オンライン※	
	小池 博	10月～3月	近畿大学福岡キャンパス	福岡キャンパス製図・造形室または製図室	
建築デザイン演習2	梅原 悟、大久保 武志、川口 裕人	4月～9月	オンライン※	オンライン※	
	小池 博	4月～9月	近畿大学福岡キャンパス	福岡キャンパス製図・造形室または製図室	
	梅原 悟、大久保 武志、川口 裕人	10月～3月	近畿大学東大阪キャンパス	33号館製図室	
	上田 晃平	10月～3月	近畿大学東京センター	東京センター(フロア全体)	
建築デザイン演習3	魚谷 剛紀、梅原 悟、大久保 武志	4月～9月	近畿大学東大阪キャンパス	33号館製図室	
	上田 晃平	4月～9月	近畿大学東京センター	東京センター(フロア全体)	
	魚谷 剛紀、梅原 悟、大久保 武志	10月～3月	オンライン※	オンライン※	
	小池 博	10月～3月	近畿大学福岡キャンパス	福岡キャンパス製図・造形室または製図室	
建築デザイン演習4	松岡 聡、梅原 悟、大久保 武志	4月～9月	オンライン※	オンライン※	
	小池 博	4月～9月	近畿大学福岡キャンパス	福岡キャンパス製図・造形室または製図室	
	松岡 聡、梅原 悟、大久保 武志	10月～3月	近畿大学東大阪キャンパス	33号館製図室	
	上田 晃平	10月～3月	近畿大学東京センター	東京センター(フロア全体)	
建築造形演習	梅原 悟、大久保 武志	4月～9月	オンライン※	オンライン※	
	小池 博	4月～9月	近畿大学福岡キャンパス	福岡キャンパス製図室	
	梅原 悟、大久保 武志	10月～3月	近畿大学東大阪キャンパス	33号館製図室	
	上田 晃平	10月～3月	近畿大学東京センター	東京センター(フロア全体)	
卒業ゼミナール	安福 勝、岩前 篤、垣田 博之、松岡 聡、寺川 政司、魚谷 剛紀、佐野(多田)こずえ、池尻 隆史、曾田(野村)涼子	4月～9月	オンライン※	オンライン※	
		4月～9月	近畿大学東大阪キャンパス	33号館講義室 および 33号館製図室	
	岩前 篤	4月～9月	近畿大学東京センター	東京センター(フロア全体)	
	安福 勝、岩前 篤、垣田 博之、松岡 聡、寺川 政司、魚谷 剛紀、佐野(多田)こずえ、池尻 隆史、曾田(野村)涼子	10月～3月	オンライン※	オンライン※	
		10月～3月	近畿大学東大阪キャンパス	33号館講義室 および 33号館製図室	
	岩前 篤	10月～3月	近畿大学東京センター	東京センター(フロア全体)	
韓国語基礎	仲道 彩香	4月～9月 10月～3月	近畿大学東大阪キャンパス	33号館講義室	1科目につき、3日間の授業を実施する。
韓国語読解	仲道 彩香	4月～9月 10月～3月	近畿大学東大阪キャンパス	33号館講義室	
健康スポーツ科学	大島 寛	4月～9月 10月～3月	近畿大学東大阪キャンパス	記念会館別館	

※3日間ともオンラインで実施するため、授業の方法は「面接授業」ではなく「オンライン授業」であるが、参考情報として記載した。

資料9 履修モデル

1年入学履修モデル

科目群	基準単位	1年次			2年次			3年次			4年次		
		科目名	単位数	授業形態	科目名	単位数	授業形態	科目名	単位数	授業形態	科目名	単位数	授業形態
総合科目	22	人間論 (心理学)	4	印刷教材									
		日本社会システム論 (社会学)	4	印刷教材									
		日本文化論 (文学)	4	印刷教材									
		国際社会システム論 (社会学)	4	印刷教材									
		住みよい社会と福祉	2	メディア									
		暮らしのなかの憲法	2	メディア									
		キャリアデザイン	2	メディア									
外国語科目 (英語4)	8	英語総合	2	メディア	ドイツ語基礎	2	印刷教材						
		英語読解	2	印刷教材	ドイツ語読解	2	メディア						
基礎専門科目	94	建築デザイン基礎	2	印刷教材	建築デザイン1	2	印刷教材	建築デザイン2	2	印刷教材	建築デザイン3	2	印刷教材
		建築デザイン基礎演習	2	メディア・面接	建築デザイン演習1	2	メディア・面接	建築デザイン演習2	2	メディア・面接	建築デザイン演習3	2	メディア・面接
		建築計画総論	2	印刷教材	住宅計画	2	印刷教材	現代都市計画	2	印刷教材	建築デザイン4	2	印刷教材
		近代建築史	2	印刷教材	日本建築史	2	印刷教材	建築計画各論	2	印刷教材	建築デザイン演習4	2	メディア・面接
		建築環境工学概論	2	印刷教材	アーバンデザイン	2	印刷教材	西洋建築史	2	印刷教材	現代ハウジング	2	印刷教材
		建築構法	2	印刷教材	熱・空気環境	2	印刷教材	建築設備概論	2	メディア	まちづくり論	2	印刷教材
					音・光環境	2	印刷教材	構造力学II	2	メディア	建築施工	2	印刷教材
					構造力学I	2	メディア	RC構造	2	印刷教材			
					建築材料	2	印刷教材	建築法規	2	印刷教材			
複合専門科目		建築造形	2	印刷教材	建築デザイン論1	2	メディア	デザイン演習I-1	2	メディア	建築マネジメント論	2	印刷教材
		建築造形演習	2	メディア・面接	インテリアデザイン	2	印刷教材	デザイン演習I-2	2	メディア	住宅環境性能論	2	メディア
		福祉住居論	2	メディア	CAD演習I-1	2	メディア	建築デザイン論2	2	メディア	環境都市計画論	2	印刷教材
					CAD演習I-2	2	メディア	建築再生論	2	印刷教材	卒業ゼミナール	2	メディア・面接
合計	124		44		30		28			22			

3年次編入学履修モデル

科目群	基準単位	1年次・2年次		3年次			4年次		
		科目名	単位数	科目名	単位数	授業形態	科目名	単位数	授業形態
総合科目	24	認定	24						
外国語科目（英語4単位以上）	8	認定	8						
基礎専門科目	94	認定	28	建築デザイン基礎	2	印刷教材	建築デザイン2	2	印刷教材
				建築デザイン基礎演習	2	メディア・面接	建築デザイン演習2	2	メディア・面接
				建築デザイン1	2	印刷教材	建築デザイン3	2	印刷教材
				建築デザイン演習1	2	メディア・面接	建築デザイン演習3	2	メディア・面接
				建築計画総論	2	印刷教材	建築デザイン4	2	印刷教材
				近代建築史	2	印刷教材	建築デザイン演習4	2	メディア・面接
				住宅計画	2	印刷教材	建築計画各論	2	印刷教材
				現代都市計画	2	印刷教材	西洋建築史	2	印刷教材
				日本建築史	2	印刷教材	現代ハウジング	2	印刷教材
				アーバンデザイン	2	印刷教材	まちづくり論	2	印刷教材
				建築環境工学概論	2	印刷教材	音・光環境	2	印刷教材
				熱・空気環境	2	印刷教材	建築設備概論	2	メディア
				構造力学Ⅰ	2	メディア	RC構造	2	印刷教材
				構造力学Ⅱ	2	メディア	建築施工	2	印刷教材
				建築構法	2	印刷教材	建築法規	2	印刷教材
				建築材料	2	印刷教材			
複合専門科目							建築再生論	2	印刷教材
							卒業ゼミナール	2	メディア・面接
合計	126		60		32			34	

## 資料10 学校法人近畿大学教・職員定年規程

### ○学校法人近畿大学教・職員定年規程

平成10年4月1日

(目的)

第1条 人事停滞の弊害を防ぎ、学園の活性化を図ることを目的として、学校法人近畿大学職制第5条に定める職員において、二段階定年制を実施する。

(第一期定年)

第2条 学校法人近畿大学職制第5条に定める職員の各職種の定年年齢は、次のとおりとする。

- (1) 大学及び短期大学教員 66歳、助手 60歳
- (2) 高等専門学校、附属看護専門学校、高等学校・中学校及び小学校教員 63歳
- (3) 幼稚園教員 60歳、園長及び園長補佐 63歳
- (4) 事務職員、技術職員及び現業職員 63歳
- (5) 看護職員 60歳、看護長 63歳

(第一期定年の延長)

第3条 上記第2条に定める第一期定年年齢に達した教職員のうち、次に該当する場合は、理事長の承認を得て定年年齢を延長することができる。

- (1) 大学院・学部・学校等の新設又は改変に伴い招聘した者及び招聘する者
- (2) 教授として学問・研究業績に秀で研究上並びに教育上指導能力に秀でている者
- (3) 校務運営又は業務運営上特に必要があると認められた者
- (4) その他、上記各号に準ずる者で理事長が特に必要があると認めた者

(第一期定年後の再雇用)

第4条 第一期定年年齢に到達し、定年した者で本人が希望し解雇事由又は退職事由に該当しない者については、高齢者雇用安定法に則って再雇用する。

- 2 再雇用する場合は、特任又は嘱託として雇用する。
- 3 再雇用の期間は1年間とする。ただし、更新可。
- 4 再雇用の更新が可能な範囲は、高齢者雇用安定法に定める年齢(65歳)に到達した日の属する年度末(3月31日)までとする。

(第二期定年)

第5条 上記第4条第4項で定めた年齢に到達した年度末(3月31日)をもって、第二期定年と定め雇用契約の終了とする。

(付帯規程)

第6条 この規程の実施に関する付帯事項として、別に付帯規程を定める。

## 建築学部専任教員等の資格選考基準

制定 平成23年4月1日

### (趣 旨)

第1条 近畿大学建築学部専任教授・准教授・講師・助教（以下「教員」という。）および助手の採用・昇任の選考の基準は、これに定めるところによる。

### (基本的基準)

第2条 教員および助手の資格判定は、人格、識見、教育上の能力・業績、研究上の業績、学会ならびに社会における活動等に留意して行うものとする。

### (教授の選考基準)

第3条 教授となることのできる者は、次の各号の一に該当し、教育・研究上の能力があると認められる者とする。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 大学において教授の経歴のある者
- (4) 大学において准教授の経歴があり、所定の教育・研究上の業績があると認められる者
- (5) 専攻分野について、特に実務において優れた知識および経験を有する者

### (准教授の選考基準)

第4条 准教授となることのできる者は、将来、第3条に規定する教授となることのできる資質を有すると認められ、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学において准教授の経歴のある者
- (2) 大学において講師（専任）の経験があり、所定の研究上の業績があると認められる者
- (3) 研究所、試験所、調査所等に5年以上在職し、所定の研究上の業績があると認められる者
- (4) 専攻分野について、実務において優れた知識および経験を有する者

### (講師の選考基準)

第5条 講師となることのできる者は、将来、第3条または第4条に規定する教授または准教授となることのできる資質を有すると認められ、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学において講師（専任）の経歴のある者
- (2) 大学において助教または助手の経歴があり、所定の研究上の業績があると認められる者
- (3) その他特殊な専攻分野について教育上の能力があると認められる者

### (助教の選考基準)

第6条 助教になることのできる者は、学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事する、知識および能力を有する者であって、将来、第3条または第4条または第5条に規定する、教授または准教授または講師になる資質を有すると認められる者であって、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者

(2) 大学および研究所等において助教、助手または博士研究員の経歴のある者、またはそれと同等以上の教育・研究上の業績があると認められる者。

〔注〕助教は、1年任用（4回更新可）とする。

#### （助手の選考基準）

**第6条** 助手になることのできる者は、講義・演習・実験・実習および研究を補助する能力を有する者であって、次に該当するものとする。

修士の学位を有する者、またはそれと同等以上の能力があると認められる者

〔注〕助手は、1年任期（2回更新可）とする。

助教の公募に応募することは妨げない。

#### 附 則

- 1、この基準を改正するときは、教授会の議を経なければならない。
- 2、この基準は、平成23年4月1日より施行する。

#### 追 記

第6条の〔注〕は、平成19年以前に助手から昇格した助教には適用されない。

# 資料12 東大阪キャンパス・福岡キャンパス施設概要

## 東大阪キャンパス施設概要

教室区分	収容人数	試験時収容人数	面積	教室数	備考
大教室	366人	244人	441.00㎡	1	固定机
	201人	132人	198.90㎡	3	固定机
		134人			固定机
	204人	136人		1	固定机
	156人	104人	159.12㎡	3	固定机
					固定机
	153人	102人		3	固定机
		100人			固定机
中教室	136人	84人	112.20㎡	1	固定机
	126人	78人	112.50㎡	3	固定机
					固定机
	109人	54人		2	移動机
	84人	56人	99.45㎡	4	固定机
					固定机
					固定机
小教室	50人	50人	181.44㎡	1	固定机
	61人	61人		7	固定机
			固定机		
	製図室	100人	100人	233.64㎡	1
311.52㎡				3	移動机
					移動机
情報処理室	120人	120人		1	固定机

## 福岡キャンパス施設概要

教室区分	教室	収容人数	試験時収容人数	面積	教室数	備考
大教室	1101	330人	189人	312.50㎡	1	固定机
	1206					可動
	1207	168人	104人	153.00㎡	3	可動
	1208					可動
	1210	240人	150人	250.00㎡	1	可動
	1303	165人	102人	153.00㎡	3	可動
	1304					可動
	1305					可動
	1407	163人	75人		1	固定机
	1409	245人	143人	250.00㎡	1	固定机
4401	150人	92人	147.45㎡	1	可動	
中教室	1201	134人	69人	125.00㎡	2	固定机
	1401					固定机
	1202	71人	29人	86.70㎡	1	固定机
	1404	92人	40人	102.00㎡	3	固定机
	1405	93人	41人			固定机
	1406	92人	40人			固定机
	4402	93人	54人	119.65㎡	1	可動
小教室	1203	48人	18人	66.30㎡	1	固定机
	1209	48人	28人	52.50㎡	1	可動
	1306	41人	18人	51.00㎡	4	可動
	1307	35人	15人			可動
	1308	31人	12人			可動
	1309	48人	21人			可動
	1310	42人	42人	62.50㎡	1	可動
	1402	48人	24人	86.70㎡	1	可動
	1403	46人	17人	66.30㎡	1	固定机
	1408	36人	16人	51.25㎡	1	可動
	4407	13人	13人	49.50㎡	1	可動
	4408	8人	8人	26.25㎡	3	可動
	4409	11人	11人			可動
	4410	8人	8人			可動
製図室	2327製図・造形室	128人	128人	330.00㎡	1	可動
	5011デザイン実習室	80人	80人	374.03㎡	2	可動
	5308製図室	96人	96人	374.03㎡		可動
情報処理室	3204図形情報処理室	50	50	164.28㎡	1	固定机
	4301	48人	48人	131.50㎡	1	固定机
	4302			128.50㎡	2	固定机
	4303			128.50㎡		固定机

## 資料13 近畿大学通信教育学務委員会規程

○近畿大学通信教育学務委員会規程

昭和 37 年 3 月 1 日

改正

平成 13 年 4 月 1 日

平成 28 年 10 月 1 日

平成 31 年 4 月 1 日

令和 3 年 4 月 1 日

令和 7 年 4 月 1 日

第 1 条 近畿大学通信教育法学部法律学科規程第 8 条、近畿大学短期大学部通信教育部商経科規程第 8 条及び近畿大学建築学部建築学科(通信教育課程)規程第 9 条に基づき、通信教育部に学務委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第 2 条 委員会は、学長が次に掲げる事項において決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

- (1) 入学、退学、休学、除籍その他の学籍異動に関する事項
- (2) 通信教育部担当教員の採用等の人事に関する事項
- (3) カリキュラムに関する事項
- (4) シラバスの点検・監査に関する事項
- (5) その他学修指導に関する重要事項

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成するものとし、学長の意見を聞いて理事長がこれを任命する。なお、第 1 号②・③に基づく委員は同号④に基づく委員を、第 2 号②に基づく委員は同号③に基づく委員を、また、第 3 号②・③に基づく委員は同号④に基づく委員を、それぞれ兼ねることができる。

(1) 通信教育法学部学務委員会

- ① 通信教育部長
- ② 法学部長
- ③ 法学部法律学科長
- ④ 主要授業科目担当教員から 8 名以上
- ⑤ 大学運営本部法学部学生センター事務(部)長
- ⑥ 大学運営本部通信教育部学生センター事務(部)長

(2) 通信教育部短期大学部(商経科)学務委員会

- ① 通信教育部長
- ② 短期大学部長
- ③ 主要授業科目担当教員から 4 名以上
- ④ 大学運営本部経営学部学生センター事務(部)長
- ⑤ 大学運営本部通信教育部学生センター事務(部)長

(3) 建築学部建築学科(通信教育課程)学務委員会

- ① 通信教育部長

- ② 建築学部長
- ③ 建築学部学部長補佐
- ④ 主要授業科目担当教員から5名以上
- ⑤ 大学運営本部建築学部学生センター事務（部）長
- ⑥ 大学運営本部通信教育部学生センター事務（部）長

第4条 委員会に委員長を置き、通信教育部長をもって、これに充てる。

2 委員長は委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、大学運営本部通信教育部学生センター事務（部）長がその職を代行する。

第5条 委員会の記録その他の庶務は、大学運営本部通信教育部学生センターにおいて行う。

附 則

本規程は、昭和37年3月1日から施行する。

附 則（平成13年4月1日）

本規程の改正は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成28年10月1日）

本規程の改正は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日）

本規程の改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日）

この規程の改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日）

この規程の改正は、令和7年4月1日から施行する。

## 資料14 近畿大学自己点検・評価委員会規程

### ○近畿大学自己点検・評価委員会規程

第1条 近畿大学自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条 委員会は、本学の教育、研究の充実と活性化を図り、大学の使命を果たすため、教育、研究等の現況とその独自性についての自己点検・評価に関する事項を調査検討することを目的とする。

第3条 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 学長及び副学長
- (2) 各学部長、法科大学院長及び大学院部長
- (3) 全学共通教育機構長、教職教育部長、短期大学部長、通信教育部長、中央図書館長、学生部長、キャリアセンター長、国際交流センター長、リエゾンセンター長、I R・教育支援センター長その他関係研究所長・センター長
- (4) 各本部長
- (5) 事務部関係部長
- (6) その他学長が必要と認めた者

2 委員会は必要に応じて、小委員会を置くことができる。委員は委員長の名指により学長が任命する。

第4条 委員会に委員長を置き、学長がこれを任命する。

第5条 委員会に運営委員会を置き、委員には各学部等（大学研究科を含む。）自己点検・評価委員会委員長をもって充てる。

第6条 委員会の下に専門の事項を点検・評価するため、必要な専門部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会の委員には、第3条の委員が分担して当たるほか、各学部教員その他職員の中から適任者を選任して委嘱する。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する者をもって充てる。

4 部会長は、随時部会を開催し、その審議結果は委員会に報告するものとする。

第7条 委員会及び部会の委員の任期は、2年とする。

第8条 委員会及び部会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

第9条 各学部等に自己点検・評価に関する検討機関を置くことができる。

第10条 委員会の事務は、大学運営本部大学院・共通教育学生センターにおいて行う。

#### 附 則

この規程は、平成4年6月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日）

この規程の改正は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日）

この規程の改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日）

この規程の改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日）

この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年10月1日）

この規程の改正は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日）

この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日）

この規程の改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日）

この規程の改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年5月1日）

この規程の改正は、令和5年5月1日から施行する。